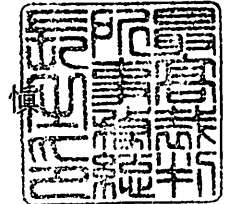


令和元年 9 月 18 日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

本日付けの諮問（要旨は下記 1 のとおり）について、下記 2 のとおり理由を説明します。

記

1 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、5 月にされた読売新聞の報道からすれば、本件対象文書は存在するはずである旨主張しているが、当該判断は相当であるとする。

2 理由

(1) 開示申出の内容

早期退職した裁判官のうち、何人が公証人に就いていることが分かる文書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、8 月 19 日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 「早期退職した裁判官のうち、何人が公証人に就いていることが分かる文書（最新版）」については、「定年前に裁判官を退官した者のうち、公証人に任命されたものが何人いるかが分かる文書（最新版）」と整理した。

イ 定年前に裁判官を退官し、退官後に公証人に任命された者の人数を最高裁

判所が把握する必要はなく，本件申出に係る文書は作成又は取得していない。

ウ　よって，原判断は相当である。